明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○金融庁組織令の一部を改正する政令（二六一）　二
○不動産登記令等の一部を改正する政令（二六二）　二
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（二六三）　三
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六四）　三
〔府　令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四一）　六
〔省　令〕
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務三七）　六
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六四）　八
○財務省定員規則の一部を改正する省令（同六五）　八
〔告　示〕
○農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件（農林水産一六七五）　九

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　一七

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）　一七

人事院規則八―一八（採用試験）第四条第三項及び第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二〇）　一七

国家試験

平成二十七年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　一七

平成二十七年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　一七

平成二十七年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　一八

平成二十七年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一九

平成二十七年度経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））公告（同）　一九

平成二十七年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二〇

平成二十七年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　二一

通関士試験公告（財務省）　二二

医師国家試験の施行（厚生労働省）　二三

歯科医師国家試験の施行（同）　二四

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第二六一号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）

3　検査局審査課の名称を企画審査課に改め、総務課の所掌事務の一部を企画審査課に移し替えることとした。（第一四条～第一六条関係）

4　総務企画局に置かれる参事官のうち一人を廃止し、増設する参事官の設置期間を平成三二年三月三一日までとすることとした。（附則第五条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条第一項の改正規定並びに附則第五条の改正規定は、平成二七年七月七日から施行することとした。

**◇不動産登記令等の一部を改正する政令**（政令第二六二号）（法務省）

一　不動産登記令の一部改正関係（第一条関係）

1　登記の申請をする場合において、申請人が会社法人等番号を有する法人であるときに提供すべき添付情報を、当該法人の代表者の資格を証する情報から当該法人の会社法人等番号に変更することとした。

2　表題登記がない敷地権のある区分建物についてする処分の制限の登記の申請情報のうち、敷地権の登記原因及びその日付の提供を不要とすることとした。

二　船舶登記令等の一部改正関係（第二条～第五条関係）

次に掲げる政令について、一の1と同様の規定の整備を行うこととした。

1　船舶登記令（平成一七年政令第一一号）

2　農業用動産抵当登記令（平成一七年政令第二五号）

3　建設機械登記令（昭和二九年政令第三〇五号）

4　企業担保登記登録令（昭和三三年政令第一八七号）

三　施行期日等（附則関係）

1　所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、平成二七年一一月二日から施行することとした。ただし、一の2については、公布の日から施行することとした。

**◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令**（政令第二六三号）（財務省）

1　平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関する経費であって平成二六年度において国に返納された金額及び平成二六年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかった額を財政法（昭和二二年法律第三四号）第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二六四号）（財務省）

1　新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。